

東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第1頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

※一律作答於答案卷上(題上作答不予計分)；並務必標明題號，依序作答。

一、請以平假名寫出下列與日本租稅法相關漢字之「日文讀音」，並以中文「翻譯」

該名詞(每題5分，共50分)例：租稅法律主義【そぜいほうりつしゅぎ 租稅法律主義】

1. 納付
2. 源泉徴収
3. 相続税
4. 延滞税
5. 利子税
6. 過少申告加算税
7. 還付金
8. 強制換価手続
9. 賦課決定
10. 繰上請求

二、請將以下條文及裁判段落翻譯成中文(共50分)

(一) 條文翻譯

1. 日本国憲法第30条:

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。(5分)

東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第2頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

2. 日本国憲法第 84 条:

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。(10 分)

3. 国税通則法第 1 条:

この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。(15 分)

(二) 裁判段落翻譯

【最一小判令和 5 年 3 月 6 日(民集第 77 卷 3 号 440 頁)】

消費税法30条1項1号は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定する。同条2項1号は、当該課税期間における課税売上高が5億円を超える場合又は当該課税期間における課税売上割合が100分の95に満たない場合において、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れにつき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの(以下「課税対応課税仕入れ」という。)、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの(以下「非課税対応課税仕入れ」と

東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第3頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 F 組(財稅法)	考試時間	100 分鐘
科目	法學日文	本科總分	100 分

いう。)及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通対応課税仕入れ」という。)の区分(以下「用途区分」という。)が明らかにされているときは、控除する課税仕入れに係る消費税額(以下「控除対象仕入税額」という。)は、同条1項の規定にかかわらず、課税対応課税仕入れに係る消費税額に、共通対応課税仕入れに係る消費税額に課税売上割合を乗じて計算した金額を加算する方法(以下「個別対応方式」という。)により計算した金額とする旨を規定する。(20 分)